

学問の自由に関する今日的ジレンマ —学問研究の今日的位置づけと安全保障貿易管理との 関係に関する助走的考察—

矢邊 均*

Contemporary Dilemmas Concerning Academic Freedom —Preliminary Considerations on the Current Positioning of Academic Research and Its Relationship to Security Trade Controls—

Hitoshi YABE*

I. はじめに一困難な問題の考察の背景と糸口

トランプ政権によるハーバード大学に対する生贄的威圧は、米国内にとどまらず世界的に重大な影響を及ぼしている。行政が学問領域にコミットすることはその正当性が担保される範囲では必要とされることもある。わが国においては、日本学術会議任命拒否問題¹のようにその根拠すら明確にされることなく学問的領域へ政府が関与するというケースも実際にみられる。

一体学問研究が行政と対峙するとき各々の役割をどう果たすかについて、原理的理解を前提としたうえで建前からすれば、両者の間での齟齬が生じることはないはずで、むしろそれが仮に生じたときの安全装置として機能する役割を各々が自任することこそが両者のレゾナートルであるといつてよいであろう²。問題は、安全装置として適正に機能するための相互の役割分担の明確化と厳格化であり、一線を画した領域からの逸脱に対して常にフラットな関係でその検証と解決に取り組むことができるか否かである。

ただ、今日に至って急激な社会の発展に伴い両者の役割は否応なしに建前を超越しそれを逸脱して生起する複雑かつ困難な問題に向き合い、その解決の必要が頻発していることは否定できない。原初的であり最終的目的とされる幸福に比して、現代社会における幸福追求は、本来予定されていなかったにもかかわらず時として合理的にその具体的実現に必要な要素として付加された価値・技

術によって変容してきた。それゆえ、行政と学問研究の各々の領域においてそれに対応すべく努力と試みが繰り返され今日の社会が形成され、発展の歩みを続けている。

ただし、すべての発展が理想的とは限らない。必ずそこに何らかのバグが生じ、本来の目的から逸脱したり、その軌道が乱れたり、方向性を見失い迷走したり、明らかに誤った方向を設定しそれを実現しようとしたりと、予定された理想を実現する過程において生起する困難・具体的現象を過去の経験から認識せざるを得ない。そして、それを客観的にどう捉えるか次第で社会全体の秩序が大きく変わってくる。

本来、限定的で限られた領域であった国家秩序は、国際社会秩序の極端な混乱と長期にわたる冷戦による分断、そして分断終結後のひと時の融和傾向から経済体制を背景にした本来のイデオロギーの本質を踏み外して形骸化したリーダーシップの対立によって生じたカオスに席卷された国際秩序へと変わりつつあるように見える。それゆえ今日の状況は、国家間の関係性をより複雑化するに至っている。国際関係の理想は常に裏切られ、その理想との乖離をいかに修正するかの努力がなされて来たことは否定できないし、理想を追求しなければ理想は実現できないことも確かである。ただ、国際社会における国家間の交流が常に政治的であり、国家間の利益追求のプラットフォームとしての国際社会でさまざまなディールが行われ

*石巻専修大学経営学部経営学科

ることについて、それが国家の発展に必要であることも否定できない。そしてそれゆえ国家間の利益が複雑に絡み複数の国が緩く強調し合った集合体による実質的に新たな対立構造が国際秩序の混迷化につながっている。

一体、学問研究の成果は国際社会にとっていかなる位置づけがなされるというのか。それが政争の具として利用されることについて、倫理上否定されなければならないことは確かであるが、これまでの歴史において学問の成果が原爆やその他殺戮兵器の開発等悲惨で取り返しのつかない結果を招いた経験は決して少なくない。国際社会におけるこのような経験は、それをいかに解決するかを真に追求する学問的姿勢が最終的に政治をも動かす理性となるべきであることを裏付けことを示唆するが、今日的には学問の自由が政治より下位である現象を認識せざるを得ない³。

わが国において学問の自由は概念的理解を基礎に、制定直前までの経験とその反省に対して広く実効的で理想的な保障の実現を意図した規定であると解すこともできる⁴。ただ、学問研究をいかに社会情勢とのかかわりで位置づけるかについて、時間的経過と社会発展の加速、社会のニーズとそれに呼応する行政のスタンスに関する問題が顕著化した。特に国民の利益をいかに最大化するかを政策として具体化していく過程において学問研究、特に科学技術の恩恵を無条件に保障することは、公共の福祉による制限と相容れない多様なケースとの利害の調整が求められることであり、それは対内的にとどまらず対外的な切迫した事情に行政が向き合わなければならないがゆえに生じる混乱を意味している。

学問の自由の多様化と行政の肥大化は、戦後復興から高度科学技術の劇的な発展とその計り知れない恩恵により、紆余曲折を経ながらも確実な経済発展と異次元の利便性を獲得してきた。しかしそれによってさらなる進化を遂げようとしている今日の社会をいかに牽引していくかという困難な課題に向き合わなければならないようになってきていることも容易に見て取れる。かような状況において、学問の自由と行政による規制がどう折り合いをつけ、より建設的で理想的社会を作り上げていくかというテーマは、すでに理論的領域での議論に収

まる段階ではなく、学問の自由にかかわる問題が極めて多面化し複雑化している⁵ことで、社会を学問の担い手と行政がどのようにコントロールしていくかは、今後の社会発展の到達点を考えるうえで極めて重大な関心事となっていることは確かである。

そもそも学問の担い手と行政は夫唱婦随の関係を維持することによって国家的利益を増幅させ安全を担保し平和を実現していかなければならないという建前を完全に否定することはあり得ないしあってはならない。問題は、現実の社会情勢にどう向き合うかについて、両者の関係においてそれぞれの役割に基づいた見解の相違に関して双方が対等にその解決を導き出すためのビジョンを示すことのできる場、機会となる緩衝地帯たる環境下での相互理解が担保されているとは言い難い状況が顕著になってきていることである。

学問の自由と行政との関係については後述するが、学問研究に関する公的助成が果たす役割を無視することは極めて困難である。しかし行政の顔色をうかがいながらもいかに学問研究のさらなる発展とその中立性と公益性を担保していくか、それに対する配慮を欠かすことができないという宿命を背負いつつ、常に学問研究の発展に努力を惜しまないのが真の学問的矜持である。ただ、そうはいっても諸般の事情から行政の優位は否定しがたい。それが学問的担い手の足枷にならないよう、科学技術の発展の真の目的を達成するための行政との関係のあり方を常に模索し続けなければならないことも確かである。

本稿においては、単に学問研究と行政の関係を概観することを最終目的とするのではなく、日々生起する社会問題、国際社会の混乱、迷走という現実に、広い意味での学問領域と行政の真の相互理解を前提にいかに理想的社会構築に貢献していくことができるかを見極めるため、国際社会において特に科学技術にかかわる学問領域が行政との関係でいかなるスタンスをとって行くべきかについて序章的検討を行うことが目的である。そして今日的にそれらに深くかかわりを持ち、安全保障という政治的な問題に科学技術等の学問研究の成果がいかにかわるべきかを具体的問題としてとらえ、行政の輸出管理の指針との関係で精査すべ

き諸課題の整理と検討を通してそれを考察するうえでの助走として、学問の自由、学問研究の自由、科学と技術、学術研究という微妙にそのニュアンスを異にするキーワードを通して、意図的にその表現を統一することなく、混沌とした議論をそのまま受け入れつつ、最終的に今日解決が急がれる学問研究・学術研究と行政とのかわりについての検討の指針を探ろうとするものである。

II. 学問の自由

日本国憲法第23条には「学問の自由は、これを保障する」と極めて簡潔に規定されている。しかし、ここにいう「学問」とは何かについては今日の複雑多様な社会システムにおいて憲法制定当時の原意から極めて広範なとらえ方がなされるまでに議論が拡大・展開してきた⁶。今日の多様なコミュニティ、社会、国家の利益との関係において、「学問」が対象とする研究領域とその成果の急激な拡大のもとで「学問」の本質的意義から派生して「学問」自体の多様な役割が期待され、それに応えるべく様々な成果が導き出されてきた。しかし、それはまた、今日における「学問」研究が背負った十字架で、自らが社会的にいかなる機能を果たしえるかという、より自律的判断が求められる状況に至ったことを意味し、それゆえ、「学問」と社会、直接的には国家との関係において、原理的理解ではおさまらない「学問」のとらえ方の違い、すなわちニュアンスの違いによって、その表現にもまた多様化とともに混乱がみられるとあってよいであろう。それゆえ、本稿では、各所において「学問」研究に関する表現としてのキーワードが統一性を欠いているという印象を与えることが多々あることを最初に断っておきたい。この多様な表現こそが、今日の「学問」の自由を考えるうえでのヒントになると考えるからである。

1. 学問のとらえかた

(1) 今日の学問に関する一般的とらえかた

おおよそ学問研究は、実証性の評価によって、その成果の社会に与える影響が異なる。いずれにせよ思考・思索という精神活動の成果としての内的知考による創造的成果が社会の方向性に大きく関与してきたし、将来も同様である。その意味で、学問研究により積み重ねられてきた基礎が今日の

社会を存在有らしめ、未来への架け橋になっているとあってよい。

ただ、学問研究による基礎的理論や知識が、より実践的で理想的な考え方や科学技術の成果によって具体的に社会の進化に貢献し、学問研究と科学技術が相互に補完関係を強めることによって、飛躍的進化を可能にし、社会のあらゆる課題解決の可能性をさらに高めていくことが期待されることは否定できない。それゆえ、学問の自由について、それを憲法上の権利としてどのように位置づけ得るのかについても常に議論のアップデートが不可欠である。特にわが国のように、理想的国際社会実現を前提とする国家のあり方として、この自由をストレートに明文化しているがゆえに、原理的解釈の上に今日的理解とコンセンサスをいかに調整していくかは困難な問題である。

学問研究の自由が憲法上保障されているという象徴的な認識が普遍であるという包括的理解は、わが国では憲法原理の解釈において担保されている。一体、学問が何故憲法上の保障リストにあげられているのかについて、比較法的に見れば直截的な印象のみで学問を理解することは短絡的であるともいえる。

というのも、学問の自由が憲法上の自由として保障されるに至った背景自体を精査することなしに、学問そのもののレゾナントルの理解が困難とされる事情が存しているからである。そもそも学問とは何かについて過去の経験の反省に基づき、包括的概念としての学問のあり方を前提に、その自由の保障をわが国の憲法が明文化したことは、他国との比較においてまさに学問に対する理想を表現しているともたれよう。それゆえ本来現憲法がいかなる原理に基づいているのかを前提に、学問の自由の保障に関する解釈について考える必要がある⁷。

一体、今日における学問は社会的にどのように位置づけられるのか、社会の発展と変化に対して学問の自由をどこまで憲法上保障すべきなのか。過去の反省に基づけば、絶対的自由としてそれに制限を設けないことで生じる合理性を検証するため、そもそも学問と社会との関係をいかに適応の問題等さまざまな視点からの精査とその実践が課題とされることも確かである。

(2) 学問の意義

i) 学問へのアプローチ

学究者として学問とは何かという問いに対していたずらに蘊蓄を語ることは適当ではない。また学問とはという問いに対して正確に答えることも困難である。学問研究を通して、自らの知考を社会にどうコミットするか、説得力を欠けばそれはただの戯言としか評価されない。それゆえ、学問研究においては社会的評価が重視されることは確かである。ただ、その評価がいかなる学問領域や科学技術領域かによって、社会における影響の質や度合いが大きく異なってくる。それゆえここではまず、定義にかかわって学問とは何かに焦点を当て、簡単にみておくことにする。

ii) わが国における公的立場からの理解

学問とは何かというアプローチにおいて、文部科学省によって行政的立場から学問の「意義」が示されている。学問の目的とその効用、「科学」と「技術」そして「文化」とのかかわりからの多面的な視点から述べられている⁸。

学問の核心をなす目的は、“人類の知的認識領域の拡大”とされ、個人のレベルから人類共有の知的財産の拡大を意味するとされる。そしてその効用は、生活上の便宜を利得の増大と、自己の創造・確立のためのビルドゥング(Bildung)としての教養による人間形成を通じての社会形成にある⁹とする。学問の意義として、それが知の内的精神活動から外的利益共有の所産への淵源として連関させるものと解すれば、学問研究活動のコアを端的に説明しているように思われる。

ただ、学問研究といわゆる科学技術とのかかわりについて、安易にその関係を結びつけることについては極めて慎重な解釈が必要とされる。厳密には、科学と技術をその起源から明確に分けて考え、両者の融合と学問研究との関係を限定的にとらえるというスタンスを打ち出していることに十分注意する必要がある。文部科学省は学問の自由の意義を2つ示している。うえてみた意義より先に学問を生活上の便宜と利得の増大である¹⁰としたうえで、学問の自由の保障と科学技術というくりではなく、科学と技術の性質の違い¹¹に着目し、特に後者に対する規制の可能性を肯定する根拠とし得る解釈については、今日的認識としての

科学技術と学問研究の関係とは一線を画し、歴史的背景からのアプローチにより、原意解釈を優先する手法をとることで、学問の自由の保障の間接的保障対象としての科学技術という位置づけにおいて、さらに科学と技術を分けることで規制対象を明確化しやすくするという印象を受ける。特に、学問の自由の保障といえども軍事転用が可能な研究成果については当然慎重な対応が求められるところである。ただ、学問の自由において何を規制するかについては、学問研究自体の専門領域たる個別具体的な研究領域科目によって、規制の根拠や範囲を具体的に明示することは困難を伴うことは否定できない。玉虫色の解釈による規制は当然学問研究の発展を阻害しかねない。その意味で、特定の技術を科学研究のプロセスから抽出し、それを限定的に規制の対象とすることができれば、学問の自由の保障への侵害の回避につながり得る可能性がある。

そもそも諸外国特にヨーロッパと異なり、わが国は科学と技術を区別することなく両者を一体のものとして受け入れてきたという指摘¹²がなされている。科学と技術を区別することについてそこにはいかなる意義を見出しえるか、文部科学省によれば知的営為の有無が焦点となるように思われる。前者が自己充足的であるのに対し、後者は外部クライアントによって設定された目的達成の手段であるとする。両者が社会システムにおいていかなる位置づけがなされるか、前者は研究者の個人的動機がベースで社会的ニーズという外的かつ具体的な必要以前の段階と位置付けられ、個別具体的な関心領域による問題解決が重視される。後者は、個別具体的な研究成果に対してクライアントによる外的評価により何らかの利益を伴う必要に対応する実効性を有する。

すなわち、前者はクライアントによる社会的有用性を必ずしも求められるものではないが、後者については目的や結果における良し悪しにかかわらずクライアントによって社会的に何らかの影響や成果をもたらす有用性が求められる。そしてクライアント自体あるいはその影響が社会にとって不利益をもたらすと評価される場合、規制の正当性が担保されることになる。学問研究を管轄する立場として、明確なクライテリアによって規制に

ついて権限を保持することは、行政機関として確実に権限を行使するうえで必要とされることは確かである。

ただ、文部科学省が学問研究領域にどこまで踏み込んでかかわるのかについては、今日的科学技術の発展とのかかわりにおいて極めて繊細な配慮が求められていることは確かである。文部科学省の守備範囲は、教育・生涯学習・学術・科学技術・スポーツ・文化・宗教と広く、多様である。それゆえ、行政上これらの関連性をいかに判断し、いかなるバランスをもってかかわりを持つのかは極めて繊細な配慮が必要とされる。特に、教育という領域における大学の位置づけは、精緻な将来的ビジョンを前提に、人材の育成と研究による科学技術の振興の両輪に行政機関としていかに向き合うか極めて困難な課題である。

iii) 学問的立場からの理解

学問の自由という憲法学的アプローチからの学問の意義は、いわゆる学問とは何かという純粋な定義から展開される。一般的定義および通説は、以下のとおりである。すなわち、学問とは自然、社会または存在についての事理を明らかにしようとする人間の合理的な認識・分析活動及びその所産としての理論的、体系的な知識の創造活動という¹³、とされる。また、学問が真理探究の論理的で知的な精神活動であるというのが通説とされてきた。しかし、それに限定されないとする主張も説得的である¹⁴。というのも、人の知的営為が個別具体的・実践的な活動の集積により次第に体系化され学問へと展開されるというプロセスを鑑み、学問自体の射程が極めて多様で、人の知が日常的な実践知と体系的な技術知からなると考える立場によれば、完成された体系の枠組みに収めること自体が困難であるという指摘¹⁵は、まさに人の知と学問の歴史そのものを象徴しているともいえる。結局ある人による実践活動が学問に該当するといえるためには、その実践者が、自己の現在の体系的知識との整合性を明らかにすることが求められるとされる¹⁶。

そして、学問は理論的、体系的な知識を創造していく人の知的営為で、それは強制のない条件下において最も豊かな創造力を発揮しうる¹⁷のであって、これを国家が明確に保障したのがわが国

の憲法 23 条の学問の自由であると解することができる。それはまた、大学の自治の保障にまで及ぼとされる。

ところで、学問の意義を概観してきた意図は、まさにこの大学の自治に関して、学問の自由にとっての脅威をどう排除し、学問的成果をいわゆる技術的ゲームレベルで評価・制限されないよう守り、短絡的な国家による学問研究の規制を回避するうえでの基本的な理解の確認にある。その意味で、それは知的営為のもたらす成果を永続的に展開・発展させる場としての大学の存在意義に結びついていくことを確認することにもなる。

2. 学問研究に対する制約

権利・自由が無条件に保障されているわけではないことは容易に理解できる。当然学問に対しても制約は存在する。権利・自由に対して誰がいかなる責任を負うかという問題である。その責任はそれを享受する側とそれ保障する側の両者に存する。前者は学問研究の主体たる研究者が自らの研究においてその成果を得る過程で、自らの判断で制約を課すことはあっても、それが内在的な問題にとどまる限りあくまで研究者自身の責任においてなされる¹⁸もので、何らかの潜在的不都合について外部の客観的かつ具体的な評価により制約される必要が認められない限り、制約を強制されることはない。あくまで自由でありそれに対する制約は加害原理であるという主張¹⁹もなされる。したがって、学問研究の自由は、研究とその成果について原則として制約されないという理解が大前提となる。

ただし、加害原理が他者に危害を加えないという事理に従うということ自体は、何らかの具体的な結果に基づくものであり、その結果に対する評価として事後的な対処が原則である。それゆえ、研究成果に関する危険が可能性のレベルを超え蓋然性のレベルに至っていると判断される場合、いわゆる重大な害悪が発生す蓋然性が明白で差し迫っている場合について、その論証をどう評価するかが問題となろう。単純な推論にとどまらずビッグデータをもとに複雑な分析に基づく推論が可能となっている今日それをどこまで妥当なものとするのかについては争いがあると思われる。理論的解

積の精度をいかに担保し得るか、結果自体の精度をどう担保するかという点で、今後さらなる検証が必要とされる。

そもそも学問の成果自体は、確実に予測できるとは限らず、それにどの段階でどのような制約を課すかは極めて困難な問題であり、自由の本質にもかかわるがゆえに慎重な対応がなされなければならない。自由の制限について、それが可能であるとすれば、公共の福祉による制限を除けば、自由の行使者自身による理性的あるいは合理的判断によるしかない。憲法学において自由の制限は、常に国家権力との関係において問題とされてきたが、それゆえ自由を享受する立場からそれに制限を課すことについては、考慮の余地があるが、あくまでそれは個の領域においてである。しかもその制限が、他者の自由の制限に影響を与え得るような場合にはさらなる判断と配慮が求められることになる。

Ⅲ. アメリカにおける学術界と政府の関係

これまで、学問研究に関してわが国における議論の背景をみてきたが、そもそもわが国の憲法草案にかかわったアメリカにおいて学問研究が危機的状況にあるという印象が強まっている。わが国の憲法にアメリカにはない学問の保障の自由を導入することを否定しなかったことについて、憲法に明文化するまでもなく学術の自由として解釈してきた経緯においてそのような状況が何故生じているのか、さかのぼってみておく必要がある。以下ではそれについて概観する。

トランプ政権が名門大学に対して党派対立を前提にその圧倒的な権限行使でその存立に深刻な打撃を与えていることは国際社会において極めて深刻な問題と捉えられる。二元代表制をとるアメリカにおいて、現在の大学に対する向き合い方は、国家の意思というよりも大統領の意思そのもので、大統領令によって行政上可能な手段で大学に与えられている学問の自由を制限を課すことで、学術研究までも国家という名の大統領の意思に服従させる²⁰ という、前近代的な手法が力をもちつつあることに不安を抱かざるを得ない²¹。

一体、これはアメリカという世界的に民主主義国家のモデルとされる国家において当然なされる

べき学問研究活動に対する取組なのかという問いに対しては大きな疑問を呈さざるを得ない。ただ、冷戦終結後の雪解けによって一時的に国際社会の緊張関係が部分的に緩和し、そこで学術的交流についても、国家的対立を超えて開かれた環境が整いつつあった流れが、現在の国際社会における緊張関係の激化によって、再び対立の構造が顕著になり、経済体制においても東西陣営の対立が権威主義という新たなキーワードに基づいて進行する状況下で、翻弄されているのが学問研究領域であるといっても過言ではない。そして上にみてきたように、学問研究の自由が直面している危機は、理論的考察を超え、現実的なレベルでさらなる混乱を導きかねないものとなっている。

その意味で、特に今日学問研究の自由が直面している危機は、確かにトランプ大統領の度を過ぎた、理性的政治姿勢とは決して言い難い政策によるものであることは明らかであるが、それと並行して、現在の国際情勢において、貿易輸出管理が重視され、その観点からも、科学技術に対する国家的制約が必要とされているという事実を含め、国家と学術研究との関係を見ておくことは、学問の自由に対する保障を考えるうえで極めて重要な作業であると思われる。そこで以下では、アメリカにおける国家による輸出管理が学問研究の自由に対して与えている影響を国家と学術界という関係から概観し、大統領の恣意ではなく、国家として行政上学術研究にどう向き合うべきかを考える糸口として、冷戦以降今日までの貿易輸出管理とのかかわりという側面からみておくことにする。

1. 行政と学問研究領域との境界オブジェクト²²

行政が国家の安全保障の観点から国際社会、特に安全上対立的要素を含む他国との関係をいかに調整していくかは極めて難しい問題をはらんでいる。平和秩序に影響を与える具体的要因として、経済的対立にとどまらず武力対立にまで及ぶことは当然回避しなければならない。武力による実力行使を抑止するため今日的に経済制裁というカードが極めて有効であり、それに基づいて現在の世界情勢が動いているわけだが、そもそもは、このような情勢が一部の権威主義的勢力の復活・台頭にあったことは確かである。そしてそれに対抗する権威主義が新たに出現し、それに世界が翻弄さ

れている。

ただ、ここで注意が必要なのは、表面上うまくいきかけたように見える世界秩序の再編によって、学問研究の自由の世界レベルでの展開が期待されたにもかかわらず、それがまた逆行しているという事実である。その逆行は、国家対立に資する学問研究領域や学術界のイメージにさえ付きまとう。それゆえ、理想的な国家と学問研究領域に築かれなければならない境界オブジェクトに混乱が生じていることをわれわれは重く受け止める必要がある。この境界オブジェクトについては、それを利用する複数の当事者の各々の領域におけるニーズや制約に適応できるほど柔軟でありながら、複数の領域にまたがって共通のアイデンティティを維持できるほど確固としている²³という説明がなされる。そもそも、境界オブジェクトの境界の概念は、1980年代以降、科学、政策、社会の相互作用をより深く理解するという包括的考えのもと発展してきた²⁴とされる。それゆえ、異質の領域相互において中立性を担保するための協力空間として形成される²⁵という理解も説得的である。そのためにもどのようなアクターが必要とされるのかもまた問われなければならない。

その意味で、国際社会において、長い歴史の中で極めて短い雪解けの時期において、アメリカが行政と学術界との間の境界オブジェクトをどのように形成したのかを見ることは、今日の状況把握の上で極めて重要となる。特に、武力対立を前提とする冷戦時代から、一瞬であるが行政と学術界が自らの権限と自律性の領域を明確化し、その領域で相互に存在感を示す機会を模索するという姿勢は、今日において学問研究活動が抱える問題を考えるうえでも示唆的であるとさえ考えられる。

そして、極めて重要なのは、冷戦終結間際の1985年にアメリカにおいて、輸出管理から基礎研究を除外する大統領令が発出された²⁶という事実である。これは、より大きな視点から、科学すなわち学問研究と国家の境界を画す境界オブジェクトが形成されたことを意味しており、本来これに従って両者の役割分担がより精査され、発展することが期待されたことは確かであろう。

2. 学術界と政府との関係

(1) 政治的立場と学問研究

国際社会が共有する問題を国家の枠組みを超えて国際社会が一丸となって解決しなくてはならなくなってきたのが今日のボーダレス社会の現状であるといっても過言ではない。特にコロナウイルスによるパンデミックに関しては、本来国際社会全体が強力結束のもとに対処しなければならない緊急事態であった。しかし、実際にはコロナワクチンの開発も、いわゆる西側諸国とロシア、中国では独自の開発がすすめられ、その接種についても国家の意図が強く働き、国家間の科学的協力関係と政治的意図との分断が際立ったことは記憶に新しい。

研究成果に対する上記のような傾向は1918年のインフルエンザの遺伝子配列の国際社会へ向けての科学雑誌による公表に関して、学術的自由を主張しそれを是とする立場と国家安全保障の立場からそれを非とする立場が対立した状況²⁷が象徴的で、それ以降議論が展開されてきている。この議論で興味深いのは、学術研究に対する制限が科学雑誌という出版の自由を制限するという形をとっていることで、いずれも自由の保障について制限することには変わりはないが、それが政府によること自体をどうとらえるべきかという切実な問題が存していることである。学術研究の発表の自由が担保されなければ、研究成果の詳細の拡散によって国際社会においてパンデミックに備えるための研究成果の共有ができず、研究の努力を危うくするという切実な主張²⁸がなされており、WHOもそれを支持している²⁹。これに対して後者は、公衆衛生と国家安全保障のリスクを考慮し、研究の選択的な公開が必要であると主張している³⁰。そして、両者が適切な合意に至らない限り、学術の自由と国家安全保障の将来に重大な影響をおよぼしかねず、科学や個人による国家権威への挑戦か政府当局による科学に対する正当な権限の濫用によって、深刻な事態を招きかねないという指摘がなされる³¹。

(2) 示唆的ケース

政府と科学の対立的構図が今日まで硬直化したままであったかといえそうとも言えない。2011年に鳥インフルエンザ H5N1 についてパンデ

ミック回避のための研究手法と結果がオランダのエラスムス大学とアメリカのウィスコンシン大学の二つの研究機関からそれぞれ科学雑誌サイエンスとネイチャーに投稿され³²、それらの審査において注目すべき議論や判断がなされた。ここで特に象徴的なのは、それぞれの大学がある国の政府の見解であった。オランダ政府はフーシェ教授の公表に対してその前に輸出許可が必要であるとする判断を示した。これに対してアメリカ政府は、当時としては極めて前向きな見解を示した。サイエンによるフーシェ論文の審査において、サイエンスが助言を求めているNSABB（国家生物安全保障諮問委員会）に対して、政府がそれに協力するよう指示したのであるが、最終的に委員会の判断を超えてオランダ政府とは異なる指導的見解を示した。

NSABBは、科学者とセキュリティの専門家から構成されるパネルで独立した機関とされ、政府機関に対しての助言を行うことができる委員会である。この委員会がフーシェに呈示したのは、論文を再現可能な方法とデータを隠蔽するよう修正せよというものであった³³。この勧告に対して、フーシェ側は懸念を抱きつつ従うとしたうえで、学術的自由と報道の自由が脅かされる可能性があるという指摘を行った。そして、これについて協調的な解決策の模索の必要からこの領域の研究に関して2012年1月から60日間の自主的モラトリアム期間をもうけることが表明された。これに対して、アメリカ政府はNSABBに対して期間の終了までに再審査の実施を指示し、その結果全文公開に異議なしの見解が示されるに至った³⁴。

(3) 示唆的ケースの暗示

アメリカ政府の指示がオランダ政府の見解に反する結論を導くきっかけとなったことについて、だからといってそれがアメリカ政府の学術的自由の保障に対するアグレッシブな意向であるというわけではない。NSABBのパネルが、科学と国家の公正な代表者としての理性的な判断のもとで、関係者間の相互の妥協を仲介する役割を果たしていることを示している。パネルの構成員が、純粋に学術的でも純粋に政府関係者でもないからこそその役割を果たすことができるとされる³⁵。

このことが何を意味するかは明らかであろう。

うえでみたオランダ政府の見解はまさにNSABBのような構成員で組織された機関が存していなかったことによるといってよい³⁶。そもそも、より具体的な対立の構図は、学術研究特に科学研究組織と国家安全保障機関との間での規制に関する意義の解釈の相違に他ならない。科学と国家とが包摂関係にあれば結局国家の優位において本来達成すべき理想とは乖離する負の結果を導くことは容易に想像できる。その意味では両者はある意味対立する関係であることが必要とされよう。そしてそれゆえに、適切な合意形成の努力が必要とされることは自明である。その意味で、合意形成を図るうえでの適正な手法を担保するためのデュー・プロセスの重要性は無視できない。ただし、それが形式的なプロセスにとどまらず、実質的な判断プロセスにおよぶものでなくてはならず、うえにみた示唆的ケースはそれを暗示しているといえるであろう。

3. 科学の社会的役割の解釈

一体歴史的にみて今日に比して未熟であった国家に資するために位置付けられていたころの科学に対して今日の国家がいかなる関係にあるのか、何が変まっているのかという問に対して、それを一蹴できるといえるであろうか。大仰すぎるという誇りを覚悟であえて提示するが、理性としての科学は常にその脅威と向き合いながら発展してきたのではなからうか。科学の良心が今日まで受け継がれているからこそ世界の破滅にいたっていないということもできるのではないか。その意味で、今日の科学の位置づけとして示唆的なのがアメリカにおいて科学と国家の関係に関する一般的な枠組みについて形成された稀有な合意であり、“科学の社会契約”と呼ばれる、科学コミュニティと広範な社会との包括的な合意である³⁷とされる。

“科学の社会契約”という表現は極めて象徴的で、“契約”である以上、連邦政府の支援を受ける科学コミュニティに対して、異例の知的自律と内部自治権を認め、その代わりに社会と経済に広範な利益をもたらすことを約束したものの³⁸という解釈が当然に成り立ち得た。科学と政府の相互利益の均衡を維持するまさにウインウインの双方が満足する関係の構築の象徴のように思われた。資本

主義社会アメリカにおいては、資金調達は私的レベルで行われるもので、科学研究においても国家から独立している以上はその原則に従うものとされていたゆえに、国家的支援が得られるという意味合いを持つことは極めてセンセーショナルなことであった³⁹とされる。

ところが現実には、この契約により成立したと思われた合意は、結局のところ科学と国家の関係の枠組みに関するものであり、科学への公的支援を超えての合意はほとんど存在しないとさえ批判される⁴⁰ものであった。法解釈の視点からすれば、契約という表現がもつ厳格な当事者間の約束という印象とは異なり、一方がそれを好意的にあるいは期待して表面上どう理解し、もう一方がその実質をどのような目論見のもとで組み立て合意に至らしめるか、腹藏をもって形式的合意に誘導するかという、まさにトラブルの典型となるパターンに区分し得るものと評価することも可能である。そしてこれこそが、今日の社会的理性の問題にもつながっているということができるのである。契約が一方で権利を認めあうとともにそれに付随する義務を強制しあうわけだが、文脈次第でそのバランスが大きく違ってくる。そこに契約当事者間の解釈の齟齬が生じトラブルに発展する。

科学をはじめとする学術研究は、研究の自由を前提に内在的価値にその制約の重点が置かれるのに対して、国防、経済安全保障、公衆衛生等行政にとっては具体的手段として科学を位置づけ、その不可欠性からその価値を認めていることに気づかなければならないとする指摘⁴¹がなされる。立場による解釈の齟齬が如実にあらわれる要因として説得的であることは否定できない。

学術研究特に科学という今日的社会が不可欠とする共通概念について、二つの大戦を経験した後、理性的な判断を有する社会の構成員はあまねく、そして広く科学にかかわる識者—自然科学に限定されな—は、科学が契約という取引で獲得した行政的独立を、科学の成果を保証する必要条件として再概念化し、科学が社会にとって不可欠であることを強調することによって、科学の自律が国家にとって必要条件にとどまらず、自由な民主主義が保障する今日的自由の論理的展開の延長上に位置するものであるという主張がなされるに

至っている。まさに科学の民主主義における理性的側面が強調された解釈であり、科学の自由は市民の自由に相当するという指摘⁴²がなされる。これはまた社会的利益に資することを市民の理想の平和的利益に資する前提と捉えることの可能性としてとらえることができれば、より説得力を持ち得ると思われる。

しかし、市民の自由を守る方便として、科学を最も優れた国家的ツールとして位置づけることも当然可能といわざるを得ない。何をもって市民の利益とするかという極めて困難な問題に関して、科学と国家はいまだに納得できる妥協点を見出すに至っていないことは理解できよう。科学のレヴェンデールが公共の利益に資するものであるならば、科学の利益は社会の利益に優先すべきではないという指摘⁴³もなされる。科学に与えられる自由が、いわゆる自由権と同レベルの絶対的自由であるということについては、その自立が国家の健全性と安全保障に依存していることから慎重に判断されなければならないとされる⁴⁴。

社会契約論によって成立している社会においては、確かに抵抗権を前提に国家が負う義務が明確になっているが、その社会契約によって成立した社会において結ばれた科学と国家の契約は、元祖社会契約と同程度に国家に義務の履行を求めるまでの根拠にいたらない。国家の誤りを科学的に立証することはできても、国家にそれを正すよう直接強制する権限までは有していない。また国家も契約上、経済的支援を一方的に打ち切ることは信義則に反し、権利濫用にもなりかねない。その意味で、国家も科学も各々それぞれの権威に基づく領域における主張をしているにすぎず、その領域におけるそれぞれの管轄権を互いに尊重する立場にあるとされ、互いの縄張り争いのようなものではないととらえられる⁴⁵。

学術的観点から科学は、その境界を大学の壁で囲まれた領域として実体化することは確かに容易であるが、それ自体すでに政治的であり、認識論の範疇にあるという指摘もなされる⁴⁶。何故壁の内側での権威の主張ができるのかは、当然国家の存在が前提で、結局のところ科学と国家の境界と認識される壁もまた両者の存在があって成り立つのであり、相互依存の認識そのものであるという

理解によるものであるとされる。国家は科学に対して、優位性と支配的な影響力を有しながらその独立性を認めるいわゆる宗主権を主張し、それに基づき科学の自律性を認め、それと同時に科学との依存関係を確立している。逆に科学は自らの自律性を主張するにあたって、社会にとって科学が不可欠の存在であり、その社会的価値を強調することで、反射的に国家との依存関係が成り立つことを認めざるを得ない⁴⁷。

冷戦期以前の帝国主義やイデオロギーの対立の歴史において国家が強力に科学を政治目的のために利用する可能性を正当化する環境と理由が存在することで、純粋な科学の発展の障害となってきた史実が存した。しかしそれ以後、現在その危機といわれているが、開かれた民主主義、自由な民主主義のもとで科学の自律が醸成され、社会におけるコンセンサスが形成されるまでになってきたことは確かである。それゆえ、科学の進化はその自律によって結実していくが、それが国家との関係においていかなる形にかかわらず、不協和音すなわち科学が国家の脅威になったり、科学が国家によって政治目的に利用されたりする状況が生じることがあっても、それは健全な民主主義によって修正されることが大前提となる。

IV. 学問研究の試練

1. 学問研究の功罪

学問研究の自由が特に問題とされてきたのは、学問研究の成果が国家の意図と密接にかかわってきたという歴史的背景が存しているからに他ならない。偶然の発見や純粋な好奇心に基づく工夫が、人々の日常に様々な恩恵や利益をもたらした一方で、それが恐怖や不幸をもたらしてきたことは人類の歴史の始まりから今日まで厳然と続いている。その発見や工夫が、より高度に進展し学問研究として体系化され、かつその領域が社会的要請によって、複雑多岐にわたり無秩序に発展してきたという印象も否定できない。

ただ社会的要請といってもそれが誰によるものでいかなる意図を持つものであったかによって、社会のあり方に大きな影響が及び、今日までの歴史が築かれ、その過程で悲惨な出来事も繰り返されてきた。そこに学問研究と国家権力あるいはそ

れに準ずる権力とのかかわりが歴然と存していた。これがまさに学問研究の発展におけるトラウマとなっているといっても過言ではないのかもしれない。そしてそれゆえに、過去から今日までの学びはわれわれに繰り返し学問研究の意義とその社会的位置づけについて精査を強めてきているといつてよいであろう。

学問研究についてすでにうえで概観してきたようにそれが人の知的営為に基づく限り、今日の社会に学問研究がもたらした様々な成果は、当然プラスの評価もあるがマイナスの評価もまた無視することはできない。特に殺戮や差別そして生活苦のような悲劇的な結果についても学問研究は何らかの形でかかわっていることは否定できない。これを功罪の罪として我々が認識することによって、学問研究がさらなる功を目指して発展していくことがその本質であると考えすることはできないであろうか。

いずれにせよ、学問研究に対する社会的評価は常に厳しい目で見られており、そうでなければならぬ。それに対して、研究者は必要に応じて自らに制約を課すことは当然のことと思われる。ただし、その制約が外的圧力によるものであっては決してならない。他からの制約や拘束を受けることなく自由な裁量が行使できるフリーハンドでなければならぬというのが大原則である。

個々の裁量について性善説か性悪説かという単純な表現では十分に意を尽くせないが、いずれの立場からも結果責任については今日の社会においては厳しい対応が求められる。それゆえ、結果に対する評価が重要である。ただ、その結果に対する予測の精度が飛躍的に進化したことにより、研究当事者の意図はどうあれ、それを確定することはできなくても危険視する客観的要因もまた多く見いだされるようになり、それを根拠に予防的見地から制約の根拠とされる傾向が強くなってきている。歴史的経験や多様なデータの集積に基づくいわゆるビッグデータと急激な進化を遂げているAIによる分析、シミュレーション等による高精度の予測は、人知を凌駕するまでになり、それを直接の根拠としないまでも、極めて説得力のあるものとして内的及び外的制約に影響を与えている⁴⁸。これ自体を、学問研究の成果としてどのよ

うにとらえるか次第で、学問研究の自由の功罪そのものと捉えることも可能であると思われる。

それゆえ、現代の科学技術について、社会的な合意形成をはるかに上回るスピードの発達によって、さまざまな社会問題や倫理問題が引き起こされているという指摘⁴⁹がなされ、これがまさに学問研究における功罪の認識となり得る。

なお、自然科学とは領域を異にする人文科学および社会科学においては⁵⁰、今日の社会をその仕組みやイデオロギー、制度のあり方等を社会現象とのかかわりにおいて分析、検討し、その時点での問題解決に資する理論を構築し、それを社会運営の実践に反映させる合意形成にまで高めていくことによって、その存在意義を維持し得る。社会を成立させ、発展させていく知恵の実践としての位置づけがなされるといってよいであろう。そしてこれもまぎれもなく知的営為であることは疑う余地もない。

2. 学問の自由と行政

学問の自由において特に大学の自治が保障されることは、今日に至る歴史的沿革そして様々な議論の積み重ねによって、学説上も判例上も一般に認められてきていることは明らかであろう⁵¹。これが制度的保障であっても、学問の自由の保障の趣旨から、その廃止やその本質的内容に及ぶ制約は許されない⁵²というのが原理的理解に基づくものといっよいと思われる。

学問研究の自由に対して行政サイドが制約を必要とするかは、概括的に自由の制限の憲法上の原則に沿っていることは確かであるが、そこで制度的保障が制限の後ろ盾としてひかえていることについては十分警戒しなければならない。学問研究の功罪をどう色分けするかについては、うえで触れたように、研究成果に対する科学技術の進化に基づく評価という点で、他の自由の制限とは外見上異なるように見える。加害原理⁵³を原則としながらも、完全ではないにしても客観性がある程度担保され得る根拠に基づくことで、より制限が容易になる可能性が存しているように取られやすくなっている。それゆえ、公的権限の行使がしやすい環境が整いつつあるという印象にもつながる。

国家にとって利益となる成果の保護と管理、逆

に国家の不利益となる成果とその管理、いずれについても、国家の関与を可能にするシステムの構築は、今日の規制国家においては重要な問題である。国家からの独立した自由という憲法制定当時の意図は、今日の科学技術の進歩においては、国民の利益に直結する国家存立の問題にも及ぶものとなっている。しかもそれは、わが国に限定された問題ではなく、今日の国際社会において各国が独自の事情のもとで有している問題でもあることはうえでみたアメリカにおいても同様であり、むしろアメリカをわが国が後追いしているといってもよいであろう。行政権の肥大化に加え、図らずも保守化の流れが西側諸国にも顕著になっている現在、政権のあり方が学問の自由の将来の行く末をにぎっているといっても過言ではない状況にある。

V. 結び

行政にとって、学問・研究機関は現代において国家の経済的利益を創出する極めて重要な役割を担っている。資源の乏しいわが国にとってはことさら、しかしそうでなくとも科学技術において優位に立つことは、膨大な利益を獲得することに他ならない。その利益は単純に経済的なものにとどまらず、それを極大化するための力そのものも意味する。そしてその力が他国に優位する物理的力としての武力にもつながる。それが、科学技術に対する国家の関与と大きくかかわっていることは明白である。そしてまさに科学技術の功罪として国家がそれを支配することも可能であることも確かである。

そもそも、国家権力から独立した健全な学問研究の発展の実現を意図した憲法上の保障であった学問の自由は、社会全体の急激な進化によるひずみとどう調和するかという点で、確かに様々な国家の各部門との関与を否定することはできない。学問研究の功罪という表現をここまであえて用いてきたが、研究成果は今日デュアルユースという概念においてより具体的に議論されている。制限に関する原理的理解にはなじみにくいところもあり、民間技術の軍事転用や軍事技術の民間転用が双方向性をもって展開している状況において、確かにその交通整理を誰がするのかという観点か

学問の自由に関する今日的ジレンマ

ら、安全保障貿易管理における国家の存在を否定することは難しい。

それゆえに、学問研究の自由の原点に立ち返りつつ、科学技術の本来のあり方をテクニカルな解釈のみで国益につなげることがないよう、さらに詳細な検討が必要となる。本稿においては、その問題認識の糸口の提示にとどまったが、アメリカにとどまらず比較の対象をさらに広げ詳細な検討を行う予定である。

注

¹ 概要については、津田二郎 「今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—第108回日本学術会議会員の任命拒否問題と立憲主義の危機」 LIBRA Vol.21 No.1-2 2021/1-2 37頁, https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2021_0102/p37.pdf (Ju. 27. 2025 1:03 UTC).

² この観点については、本稿Ⅲ章で触れる。

³ 学問の自由が憲法上保障されているとはいえ、すべてにおいて国から独立しているという認識は現実的でなく、特に財政面では権力分立において独立している裁判所でさえ法務省をはじめとする行政機関との関係において制約がある。学問研究においても、その研究の発展とともにそれに要する費用等国の援助に頼らざるを得ない状況がエスカレートしていることもあり、文部科学省をはじめ国の行政機関との関係調整は極めて重要な課題となっている。なお、問題提起がなされているものとして、広田照幸、石川健治、橋本伸、山口二郎 著 『学問の自由と大学の危機（岩波ブックレット）』（2016/2/6）参照。

⁴ 旧憲法から現憲法における学問の自由の保障に関して簡潔に整理されているものとして、成嶋隆 「学問の自由と市民社会」日本の科学者、Vol.56 No.5 (2021.5) 41頁以下参照, <https://jsa.gr.jp/04pub/2021/JJS202105narushima.pdf> (Ju. 28. 2025 13:15 UTC).

⁵ 日本学術会議学術と社会常設委員会、学術を社会常設委員会報告「現代社会における学問の自由」、平成17年6月23日, <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1030-16.pdf> (Ju. 28. 2025 14:13 UTC).

⁶ 藤原聖子 「『学問の自由』とは何か—なぜ意見が割れているのか」 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部ホームページ、学問と社会の現在とこれからの考える vol.1, <https://www.l.u-tokyo.ac.jp/studies/fujiwara.html> (Ju. 29 2025 1:11 UTC) において、著者は「学問の

自由」に関するその論争について、社における立ち位置という観点から「自分が好きなように研究する自由」(学問の自由 A)と「学問が権力による干渉を受けないこと」(学問の自由 B) という2つの意味に大別して整理している。ここで示唆的なのは学問研究そのものにかなる価値、特に今日的価値を見出すかについての指摘であると思われる。

⁷ わが国における学問の自由の保障は、比較法的に欧米諸国とは事情を異にしていることはよく知られているが、それを前提に学問の自由について示唆的な文献として、大浜啓吉 特集軍事研究と学術／市民社会と行政法第42回「学問の自とは何か」 岩波『科学』2016年10月号, https://www.iwanami.co.jp/kagaku/Kagaku_201610_Ohama.pdf (Ju. 29. 2025 3:17 UTC).

⁸ 文部科学省のホームページで学問に関して簡潔にまとめたものとして、研究振興局振興企画課学術企画室「序『学問』について」, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/015/siryu/attach/1343293.htm (Ju. 29. 2025 4:05 UTC).

⁹ 同上。

¹⁰ 同上。

¹¹ これについて示唆的なのは、元村有希子 「科学技術」と「科学・技術」の違い、日本科学技術ジャーナリスト会議会報 No.54 (2010.3)1頁参照。

¹² 野家啓一 「科学の過去・現在・未来」まなびの杜 No.15, <https://www.bureau.tohoku.ac.jp/manabi/manabi15/mm15-45.html> (Jul. 5. 2025 17:31 UTC).

¹³ 阪本昌成 『憲法理論Ⅲ』成文堂 (1996) 179頁参照。

¹⁴ 同上 180頁参照。

¹⁵ 同上参照。

¹⁶ 同上参照。

¹⁷ 同上 181頁参照。

¹⁸ 小林直樹 『憲法講義(上)』(1980) 380頁以下参照。恩師小林直樹先生は、研究と教育について常に誠実であり、人としての向き合い方を常に熱意をもって教授されていた。法学者としてだけではなく、人間学者として人生を閉じられるまで学び続けられた姿は、学ぶ者として、研究者としてのあり方を愚弟に示されていたと肝に銘じ、感謝している。

¹⁹ 阪本上掲書 184頁参照。

²⁰ トランプの大統領令が、特に民主党を支持する研究者が多数を占める名門大学をターゲットにしているという指摘はさまざまどころでなされている。トーマス・ギフト、世界もあきれ果てる「ハーバード潰し」... トランプが失墜させる「アメリカン・ブランド」と、その

代償とは？ニューズウィーク日本語版 2025 年 6 月 3 日（火）18 時 55 分、<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2025/06/554302.php> (Jul. 12. 2025 1:03). また、直接的な批判とは一線を画した論評として、鈴木裕、ハーバード等名門大学をトランプ大統領が嫌うのは？、大和総研コラム、2025 年 07 月 07 日、https://www.dir.co.jp/report/column/20250707_012288.html (Jul. 13. 2025 7:13 UTC).

²¹ 大統領の政策に反対するマスコミ報道に対しても強行的な圧力をかけていることも最近の報道から知ることができる。健全な自由権の行使を侵害する行為であることは容易に理解でき、それが政策がらみであることは憂うべきことといわざるを得ない。CNN ニュース日本語版、トランプ氏、自身に否定的な報道をする放送局の免許取り消しの可能性を示唆、025.09.19 Fri posted at 10:19 JST、<https://www.cnn.co.jp/usa/35238184.html> (Jul. 13 2025 13:07 UTC).

²² 境界オブジェクトの定義として、see Susan Leigh Star and James R. Griesemer, Institutional Ecology, 'Translations' and Boundary Objects: Amateurs and Professionals in Berkeley's Museum of Vertebrate Zoology, 1907-39, 19(3) Social Studies of Science, 387 at 393 (1989).

²³ See id.

²⁴ Simo Sarkki and others, How boundary objects help to perform roles of science arbiter, honest broker, and issue advocate, 47(2) Science and policy 161 at 162 (2020), <https://academicoup.com/spp/article/47/2/161/5647310> (22 Sep. 2025 1:37 UTC).

²⁵ See id.

²⁶ See Samuel A. W. Evans & Walter D. Valdivia, Export Controls and the Tensions Between Academic Freedom and National Security, 50(2) Minerva 169-190 at 169 (2012).

²⁷ See id at 171.

²⁸ See id.

²⁹ See id. なお、トランプ大統領による WHO 脱退騒動や資金停止により、事態が混迷していることは、記憶に新しい。NHK、トランプ政権が資金停止の WHO 事務局長補“危機感”明らかに、NEWS WEB 2025 年 4 月 8 日 18 時 40 分、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250408/k10014773261000.html> (Sep. 22. 2025 3:37 UTC).

³⁰ See Samuel supra note 26 at 171.

³¹ See id.

³² オランダのエラスムス大学医療センターのロン・フーシェ教授率いるチームがサイエンスに、アメリカウィスコンシン大学マディソン校河岡義裕率いるチームがネイチャーに投稿した。詳細は、nature ダイジェスト、変異 H5N1 型ウイルス研究の問題—鳥インフルエンザの危険な変異ウイルスに対する安全管理の厳格化を、nature ダイジェスト Vol. 9 No. 3, DOI: 10.1038/ndigest.2012.120308, <https://www.natureasia.com/ja-jp/ndigest/v9/n3/変異H5N1型ウイルス研究の問題/36650> (Sep. 25 2025 23:17 UTC) 参照。

³³ See National Science Advisory Board for Biosecurity. 2011. Press statement on the NSABB review of H5N1 research. <http://www.nih.gov/news/health/dec2011/od-20.htm> (Sep. 26 2025 1:37 UTC).

³⁴ See Samuel supra note 26 at 170.

³⁵ See id at 171.

³⁶ See id.

³⁷ See id at 172.

³⁸ See Brooks Harvey, Lessons of history: Successive challenges to science policy at 12. In The research system in transition, eds. Susan Cozzens, Peter Healey, and John Ziman, 11-22, NATO Science Series 57. Kluwer Academic Publishers (1990).

³⁹ See Samuel supra note 26 at 170.

⁴⁰ See Hart David M, Forged consensus: Science, technology, and economic policy in the United States, 1921-1953. Princeton studies in American politics. Princeton University Press (1998).

⁴¹ See Samuel supra note 26 at 173.

⁴² See id.

⁴³ See id.

⁴⁴ See id.

⁴⁵ See Don Krasher Price, The Scientific Estate at 126-132, Belknap Press of Harvard University Press (1965).

⁴⁶ See e.g. Polanyi, Michael, The republic of science: Its political and economic theory at 54-74, Minerva (1962).

⁴⁷ See Samuel supra note 26 at 173.

⁴⁸ 学問の自由、特に科学研究を切り口にその現代における問題について示唆的なものとして、神里彩子「科学研究規制をめぐる『学問の自由』の現代的意義と課題」社会技術研究論文集 vol.7, 211-221, (2010.5).

⁴⁹ 野家、前掲註 12 参照。

⁵⁰ 大浜前掲註 7 参照。

学問の自由に関する今日的ジレンマ

⁵¹ 小林前掲註 18, 383 頁参照。

⁵² 同上。

⁵³ 阪本前掲註 13, 184 頁参照。